

低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

■支給対象者／令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合は20歳未満）を養育する父母などのうち、①令和3年度住民税（均等割）が非課税の方、または②令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※18歳未満の児童には、令和4年2月末までに生まれた新生児などを含まます。

※「ひとり親世帯分」の給付金を受け取った方は除きます。

■支給手続き／

ア.令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方（申請不要）

▶児童手当の現況届などによる審査後、可能な限り速やかに支給します。

イ.上記以外の方（平成15年4月2日（障がい児の場合は平成13年4月2日以降）～平成18年4月1日に出生した児童のみ養育している方、または収入が急変した方）（申請が必要）

▶申請書に振込先口座などを記入し、必要書類を添付して令和4年2月28日(月)までに申請してください。

※必要書類…申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）の写し、受取口座を確認できる書類の写し、収入が分かる書類（給与明細書、年金振込通知書、事業収入、不動産収入に係る経費の金額が分かる書類など）。なお、申請者の世帯の状況によっては、戸籍謄本または住民票が必要な場合があります。

■給付額／対象児童1人につき5万円

■支給時期／

・支給手続きアに該当する方…7月中に、令和3年4月分児童手当支給口座に振り込みされます。

・支給手続きイに該当する方…申請内容の審査決定後、通知します。

■問い合わせ／

・厚生労働省コールセンター（☎0120-400-903）

※受付時間は午前9時～午後6時（平日）。

・役場保健福祉課児童福祉係（1階⑤番窓口☎内線134・135）



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省の職員をかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署にご連絡ください。

乳がん・子宮頸がん検診のお知らせ

ふれあい交流センターで、乳がん・子宮頸がん検診が次のとおり実施されます。

若干の空きがありますので、ぜひ申し込みください。なお、職場検診がある方はそちらを優先してください。

日 時 8月9日(月)

受付時間 午前8時30分
～午後2時15分

場 所 ふれあい
交流センター

対象者

・乳がん検診は40歳以上の方、子宮頸がん検診は20歳以上の方

※ただし、令和2年度に受診していない方。

・がん検診推進事業の無料クーポンが送付されている方

料金

・乳がん検診…2,000円

・子宮頸がん検診…1,000円

※いずれも70歳以上・生活保護世帯の方は無料です。

申込期限 7月20日(火)



申し込み・問い合わせ／ふれあい交流センター健康推進係（☎485-1000）

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証・減額認定証・限度証が新しくなります

現在お持ちの保険証・減額認定証・限度証の有効期限は**7月31日**です。

7月16日ごろに新しい保険証を簡易書留で郵送します。届きましたら古い保険証は裁断の上破棄し、新しい保険証をご使用ください。

期限になってもお手元に届かない場合は、役場住民課年金保険係までお問い合わせください。

保険証

新しい保険証は黄緑色です



減額認定証

(限度額適用・標準負担額減額認定証)

新しい減額認定証・限度証はだいたい色です



限度証

(限度額適用認定証)



引き続き減額認定証と限度証の交付対象に該当する方は、保険証と合わせて郵送します。新たに必要となる方は、交付要件に該当することを確認の上、役場住民課年金保険係へ申請してください。

新しい証の有効期限 令和4年7月31日

※紛失した場合は、再交付しますので、役場住民課年金保険係窓口にお申し出ください。

減額認定証の交付対象（次の区分のうち区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方）

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除した額が0円以下となる方。 ・老齢福祉年金を受給されている方
一般	住民税課税世帯で1割負担の方

限度証の交付対象（次の区分のうち現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方）

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅡ・Ⅲに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

※一般または現役並みⅢの区分となる方は、減額認定証および限度証の発行がありません。

問い合わせ／北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）、役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線125）

国民健康保険の お知らせ

国民健康保険被保険者証が届きます

現在お持ちの保険証の有効期限は**7月31日**です。

8月1日以降お使いいただける保険証は、7月16日ごろに簡易書留で郵送する予定です（地区により配達時期が異なります）。有効期限の切れた古い保険証は、裁断の上破棄してください。

期限になってもお手元に届かない場合はお問い合わせください。

○問い合わせ／役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線125）

令和3年度介護保険制度改正のお知らせ

介護保険高額介護サービス費の見直し

介護保険制度では、所得に応じてひと月に利用した介護サービスの利用者負担（1～3割）の合計額が上限額を超えた場合、超えた分を「高額介護サービス費」として後日支給されます。

手続きについては入所施設の相談員、担当ケアマネジャー、役場保健福祉課介護保険係へご相談ください。

- ・支給を受けるには、標茶町への申請が必要です。
- ・同じ世帯にサービスを受けている方が複数いる場合は、全員の負担額を合計します。
- ・申請は毎年8月1日～翌年7月31日の1年更新です。（昨年9月や今年の5月に申請された方の有効期間は7月31日までで、引き続き支給を受ける場合は8月にあらためて申請が必要となります）

自己負担の上限額（1カ月）

所得区分	上限額
年収1,160万円以上の方	140,100円
年収770万円以上1,160万円未満の方	93,000円
年収383万円以上770万円未満の方	44,400円
年収383万円未満の住民税課税世帯	44,400円
住民税非課税世帯	24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	15,000円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業または収入が減少した方などを対象に、介護保険料を減額する制度があります。

■対象者／以下のいずれかに該当する方

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者（65歳以上）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる、第1号被保険者（65歳以上）の方のうち、次の①②の両方に該当する世帯の方

①世帯の主たる生計維持者の令和3年度の収入が令和2年の収入と比べて3割以上減少する見込みであること

②収入の減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年度の所得の合計額が400万円以下であること

減免額の算出方法／

(A) 減免対象保険料額	(B) 減免割合		減免額
保険料額 × 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る令和2年中の所得額 ÷ 主たる生計維持者の令和2年中の合計所得金額	令和2年中の合計所得金額	減免割合	(A) 減免対象保険料額 × (B) 減免割合
	210万円以下の場合	全部（10分の10）	
	210万円を超える場合	10分の8	

※主たる生計維持者の事業の廃止や失業などの場合には、令和2年中の合計所得金額にかかわらず、減免の割合は全部（10分の10）となります。

■申請期限／令和4年3月31日(木)まで

特定入所者介護サービス費（施設利用時の居住費・食費）の自己負担限度額の見直し

施設サービスを利用する際、サービス費とは別に介護保険法で定められた居住費・食費が必要となります。

居住費・食費の自己負担限度額（1日当たり）

居住費など				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,171円	855円	1,445円

※利用する施設の部屋の型によって料金が変わります。

※やすらぎ園の場合、多床室855円と食費1,445円がかかります。

所得が低い方について

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から施設に差額を支払います。

手続きについては入所施設の相談員、担当ケアマネジャー、役場保健福祉課介護保険係へご相談ください。

- ・給付を受けるには、標茶町への申請が必要です。
- ・申請は毎年8月1日～翌年7月31日の1年更新です。（昨年9月や今年の5月に申請された方の有効期間は7月31日までで、引き続き支給を受ける場合は8月にあらためて申請が必要となります）

所得が低い方の居住費・食費の自己負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	所得の状況	居住費など				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	・本人および世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820円	490円	320円	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	420円	370円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	820円	370円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の方	1,310円	1,310円	820円	370円	1,360円	1,300円

※次のA、Bのいずれかに該当する場合、特定入所介護（予防）サービス費の給付対象になりません。

A）世帯分離をしている配偶者が住民税課税者の方

B）預貯金などが利用者段階別の一定額を超える方（世帯分離している配偶者も含む）

- ・第1段階…預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える方
- ・第2段階…預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える方
- ・第3段階①…預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える方
- ・第3段階②…預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える方

※「預貯金」は資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものを含みます。

※住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者の所得も判断材料とします。

※配偶者には婚姻届を提出していない事実婚も含みます。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外です。不正があった場合には、ペナルティ（加算金）を設けます。

問い合わせ／役場保健福祉課介護保険係（1階⑥番窓口☎内線136）

保険料は納付期限までに納めましょう

国民年金保険料のお知らせ

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額1万6610円です。保険料は、日本年金機構から届く納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・書面・面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、延滞金が課されるだけではなく、強制徴収の手順に従い督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、納付義務者の財産を差し押さえることもありますので、早めの納付をお願いします。

※納付義務者：納付義務のある方。被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者・世帯主。

問い合わせ

・役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線125）

・釧路年金事務所国民年金課（☎0154-2215810）

国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険事業は、平成30年4月から都道府県単位で運営されており、全道の被保険者の医療費などを全市町村で負担する仕組み（納付金制度）となっています。

納付金制度の導入により道内の市町村は、割り当てられた納付金を納めるために、被保険者の皆さんから必要な保険税（料）などを集めて北海道に納付します。この納付金に対応するため、保険税の税率を改正します。

国民健康保険は、病気やけがをした時に安心して医療が受けられるよう、皆さんで支え合う制度です。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税額 ①②③の合計が税額になります。

(△は減)

項 目	区 分	令和2年度	令和3年度	増 減
①医療給付費分	所得割率	4.93%	5.35%	0.42%
	資産割率	15.40%	13.20%	△2.20%
	均等割額	24,000円	24,500円	500円
	平等割額	23,500円	23,000円	△500円
	課税限度額	630,000円	630,000円	—
②後期高齢者 支援金分	所得割率	2.43%	2.44%	0.01%
	均等割額	9,500円	9,500円	—
	平等割額	7,500円	7,000円	△500円
	課税限度額	190,000円	190,000円	—
③介護納付金分	所得割率	2.20%	2.20%	—
	均等割額	10,000円	10,000円	—
	平等割額	9,500円	9,000円	△500円
	課税限度額	170,000円	170,000円	—

※所得割率は、前年の総所得金額から地方税法上の基礎控除額を控除した後の額に、税率を掛けて算出します。

※資産割率は、今年度の固定資産税額に税率を掛けて算出します。

◎国民健康保険税の納税通知書は、7月上旬に納税義務者となる世帯主に送付します。

◆問い合わせ◆

制度について…役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線123）

税金について…役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線152）

毎日のお風呂掃除の手間・ガス代・灯油代・水道代！ 節約しませんか？

当ホテルでは入浴会員に入会していただくと、下記の料金で毎日何度
ご入浴されても同じ料金で大変お得になっております！（^^）！

【温泉1カ月パス】

1名様……………4,800円

2名様……………7,000円（お1人様……3,500円）

3名様……………8,400円（お1人様……2,800円）

4名様……………9,800円（お1人様……2,450円）

5名様……………12,000円（お1人様……2,400円）

6名様……………14,000円（お1人様……約2,300円）

※「2～6名様」は「同一世帯の家族会員」限定となっております。

ホテルテレーノではアルコール消毒と換気で新型コロナウイルス
対策を実施しております。

毎日の疲れをモール温泉で癒してみませんか？



営業時間

AM 5:30～AM 8:00

AM 10:30～PM 9:30

標茶町桜8丁目38番地

☎485-2030

ホテルテレーノ気仙

標茶町 ほっとらいふ制度

上下水道料・暖房費・発電賦課金の一部助成を
行っています。助成額は世帯区分によって異なります
ので、下記係まで問い合わせください。

■助成対象／国民健康保険税の7割減額・5割減額
の対象となっている世帯（またはそれと同様な所得
の世帯）

■支給期／4・8・12月の年3回（暖房費・発電賦
課金は12月支給期に助成）

■受付場所・問い合わせ／役場保健福祉課社会福祉
係（1階④番窓口☎内線133）、各公民館（受け付
けのみ）

※受け付けは随時行っています。

※1年に1回の申請が必要です。

※申請の際は、窓口で振込先の金融機関名・口座番
号を伝えてください。

後期高齢者
医療制度

令和3年度の保険料のお知らせ

令和3年度の保険料額につきましては、7月に個別にお知らせします。

保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得（令和2年分）に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。

均等割 (1人当たりの保険料) 52,048円	+	所得割 (本人の所得に応じた額) 令和2年中の所得 - 控除額 (最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て) 限度額64万円
---	---	---	---	--

- ・世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減される場合があります。詳しくは広報しべちゃ5月号に掲載していますのでご確認ください。

※所得とは前年の「収入」から必要経費（公的年金等の控除や給与所得控除額など）を差し引いたものです。

- ・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。
- ・前年の所得金額により、控除額が異なる場合があります。

保険料の支払い方法

保険料の支払い方法は「年金からの支払い」のほか、「口座振替」と「納付書による支払い」があります。ただし、次のいずれかに当てはまる方は「年金からの支払い」ができません。

- ・介護保険料が年金から引かれていない方（年金受給額が年額18万円未満の方）
 - ・介護保険と後期高齢者医療の保険料合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える方
- 口座振替については、町内の金融機関（郵便局、標茶町農業協同組合を含む）で手続きすることができます。

保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響のほか、災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合がありますので、役場住民課年金保険係へご相談ください。

◆問い合わせ◆

北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）
役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線125）

飲んで美味しい牛乳をさらに美味しく食べてもらいたい!

牛乳を食べよう!



標茶町ご当地グルメプロジェクト考案レシピのご紹介

標茶町ご当地グルメプロジェクトは、しべちゃ牛乳を活用したレシピを考案・発信するグループです!

今月のレシピ **ミルクスティックの八幡巻き**

標茶町ご当地グルメプロジェクト提供

作 り 方

- ①野菜は軟らかくゆでておく。
- ②牛肉を広げ、牛乳豆腐と野菜を彩りよく並べて巻く。
- ③巻き終わりを下にして油を引いたフライパンで焼き付ける。
- ④転がしながら全体を焼く。
- ⑤Aを入れて絡め、ふたをして2～3分蒸し焼きにする。
- ⑥肉を取り出してタレを煮詰める。
- ⑦肉を戻してタレに絡める。
- ⑧完全に冷ましてから切って盛りつける。

材料（6本分）

- 牛肉の薄切り……………6枚
 (すき焼き用サイズのものが使いやすいが、切り落としでも可)
 牛乳豆腐……………15cmくらいのスティック6本
 (牛乳1ℓで10本くらい作れる)
 ゴボウ……………長さ15cm縦4つ割りを6～12本
 ニンジン……………ゴボウと同じサイズ6本
 インゲン……………長めのもの6本
 A [しょうゆ…………大さじ3 砂糖…………大さじ1と½
 みりん…………大さじ1と½ 酒…………大さじ1]

お年寄りなどの孤立化防止に ご協力をお願いします



新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が長期化しており、高齢者の方の孤立化や、家にいる時間が長くなったことによる心身機能の低下、健康状態の悪化などが心配されています。

地域包括支援センターでは家庭訪問などで高齢者の方の生活状況の把握に努めています。社会的な孤立が生じやすい状況の中、より広く、多くの機関や人による見守りが必要で

す。地域の高齢者の方について、変わったことや気になることなどがある場合は、ささいなことでも結構ですので、地域包括支援センターにご連絡ください。

相談例
・体重が減った、急に言葉が少なくなった、表情がさえないなど、様子が変わった高齢者がいる。
・外出する姿を見かけなくなった高齢者がいる。
・家の玄関に新聞や郵便物がたまっている。
・日中なのにカーテンが閉まっている。門灯などの電気がつ

きつ放しになっている。
・怪しげな物売りなどが頻繁に来ている。など

地域包括支援センターは、高齢者の方が住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるように、高齢者ご本人やそのご家族をサポートする身近な相談窓口です。

地域包括支援センターが実施する業務

- ・高齢者の方のさまざまな心配事や悩み事に対応する総合相談
- ・高齢者ご本人・ご家族を支えるネットワークづくり
- ・介護予防に関する事業
- ・認知症に関する相談や認知症支援のための事業
- ・権利擁護業務（成年後見制度の相談、高齢者虐待の対応、消費者被害の相談など）

相談・問い合わせ／地域包括支援センター（☎485-1515）

※相談時間は平日、午前8時45分～午後5時30分。（緊急の相談は休日・時間外も対応します）

町営住宅入居者募集

7月12日まで下記住宅の入居者を募集します。

団地名	住宅番号	室構成	面積	竣工年度	月額家賃
川上団地	K-1-302	3LDK	68.66㎡	S58 (H29改修)	19,300～ 28,700円
開運団地	C-4-3	2DK	55.80㎡	H21	17,900～ 26,700円
桜南団地	M-5-4	1LDK	58.70㎡	H29	19,700～ 29,400円
	M-6-2	2LDK	70.50㎡	H30	23,900～ 35,600円
麻生団地	A-5-3	2LDK	67.60㎡	H22	20,400～ 30,500円

申し込み・問い合わせ／
役場建設課住宅都市計画係（1階⑧番窓口
☎内線275）



申し込みに関するご注意

- ・月額家賃は世帯人数や年間所得により左の表の幅で変わります。
- ・1つの住宅に2件以上の申し込みがあった場合は、選考委員会を開催し、入居者を決定します。
- ・申し込みの結果は20日ごろ郵送でお知らせします。
- ・入居が決定した場合、入居者と同程度以上の収入がある連帯保証人（1人）の連署する請書の提出が必要で、月額家賃の3カ月分の敷金が必要となります。
- ・単身者は1LDK・2DK・2LDKまでの住宅のみ申し込みできます。ただし、2LDKは2名以上の世帯の申し込みがある場合は、その世帯が優先されることがあります。
- ・持ち家がある方（共有名義も含む）は申し込みできません。
- ・町営住宅では犬・猫・鳥などの動物は飼うことができません。また、一時預かりも認めません。その他動物への餌付けも迷惑行為となるので禁止しています。
- ・6月10日現在、退去届けが出されている住宅です。入居日については、修繕などにより遅くなる住宅もありますのでご了承ください。

ふれあい浴室休止のお知らせ

温泉設備工事のため、ふれあい浴室を休止します。利用される方々にはご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

なお、期間が変更になる場合があります。センター内の掲示を確認いただくか、左記係まで問い合わせください。
■期間／7月1日（木）～8月31日（火）（予定）
■問い合わせ／ふれあい交流センター総務係（☎485-1000）

ど・れ・み 始めてみませんか
みす さいこ音楽教室

ピアノ科／エレクトーン科

3才／幼児／小中学生／中高生／大人まで

生徒募集中 レッスン見学もOK

音楽の基礎となる音読み・リズム・楽典など
楽しくレッスンの中でご指導いたします

お問い合わせ ☎015-485-2083 三栖 彩子 標茶町開運4-15
詳しくはホームページ みすさいこ音楽教室で

「ふれあいカフェ」に
参加しませんか

外出の機会が少ない高齢者の方やその家族の方が、気軽に参加できる「ふれあいカフェ」を開催します。体を動かしたり、お喋りをして楽しい時間を過ごしませんか。

認知機能の低下が気になる方も無理なく楽しめる内容を用意してお待ちしています。

○日時／7月21日(水)、午前10時～11時30分

○場所／社会福祉センター

○内容／軽体操、レクリエーション

○持ち物／飲み物（水分補給用）

○参加費／無料

○申込締切／7月14日(水)

※送迎の必要な方は、申し込み時にお伝えください。

○申し込み・問い合わせ／
地域包括支援センター
(☎485-1515)



生活豆知識

ここが危ない！
クレジットカード

手数料がかかります。特にリボ払いは毎月の支払額が一定のため、借入残高が分かりにくく、無計画に買い物を繰り返すと、いつまでも支払いが終わらない状況を招くことがあります。

カード利用の際は次のことに気を付けましょう。

引き落とし日を忘れない

口座残高が不足すると、支払いを滞納することになってしまいます。滞納を放置したり繰り返したりすると、信用情報に傷が付いて、ローンの審査が通らなくなるなどの不利益を受ける恐れがあります。

必ず裏面に署名

紛失や盗難で悪用された場合に、署名がないと本人の過失とみなされ、補償対象外となる場合があります。

カードを厳重に管理

カード情報が不正に読み取られ、偽造カードが作られる（スキミング）被害も出ていま

す。また、インターネット利用時にカード情報を盗まれることもあるので、フィッシングサイト（偽サイト）などの不審なサイトにカード情報を入力しないなど、対策を講じて被害を防ぎましょう。

利用明細を小まめに確認

不正利用に気付いたら直ちにカード会社に連絡しましょう。補償を受けるには、期限内の連絡が必要です。使い過ぎを防ぐためにも、利用明細には必ず目を通しましょう。

不審や不安に感じた時

1人で抱え込まず、気軽に左記相談窓口へ問い合わせください。

■相談窓口／

・役場観光工商課商工労働係（2階⑩番窓口 ☎内線251）

・釧路市消費生活センター（☎0154-24-3000）

・消費者ホットライン（☎188）

犬や猫の飼い方についてのお願い

犬や猫の飼い方について、多くの苦情が寄せられています。飼い主は、近隣住民の迷惑にならないよう、次の点に注意しましょう。

犬を飼っている方

・犬が逃げ出さないように、しっかりとつなぐか柵に入れます。

・散歩に連れて行く時は必ずリードを付け、袋などを携帯し、ふんの後始末を確実に行いましょう。

・散歩の際の伸縮リードの扱いには、十分気を付けましょう。

猫を飼っている方

・交通事故や感染症防止、近隣住民へ迷惑を掛けないよう、猫を外に出さず、室内で飼うよう努めましょう。

・トイレは家の中でするようしつけましょう。

・猫に名札などを付けて世話をしていることを明らかにし、飼い主としての責任を果たしましょう。

・猫を無責任に増やさないよう注意しましょう。

・子猫は生まれてから半年

で子どもが産めるようになるので、避妊・去勢をせずに外に出すと、繁殖してどんどん増えてしまいます。

野良猫に餌を与えている方

・野良猫は野生動物と同じ扱いです。絶対に餌を与えないようにしてください。

・かわいそうだからと餌を与え続けると、周辺の野良猫も呼び集めて繁殖し、さらに野良猫が増えることとなります。増やさないことが何より大切です。

・民法では野良猫に餌を与えている人も飼い主とみなされ、その責任を問われる場合があります。

・猫は餌だけでは幸せになれません。「自分が飼い主」という自覚を持ち、ふん尿や毛の始末、繁殖管理、けがや病気の際は治療を受けさせるなど、生涯世話をする必要があります。

■問い合わせ

・役場住民課環境衛生係（1階③番窓口 ☎内線127）

町立病院からのお知らせ

標茶町立病院

URL <https://shibecha-hospital.jp>

☎485-2135

当院は、救急指定病院として24時間体制で診療を行っていますが、医師の負担軽減のため緊急に診断・治療が必要な方を除き、通常時間帯の受診をお願いします。

受付診療時間 受付時間／（午前の部）午前8時45分～11時 （午後の部）午後1時～3時45分

※自動再来受付機は使用を中止しております。

診療時間／午前9時～午後4時45分

※新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に伴い、休診する場合があります。詳しくは当院の掲示物またはホームページをご確認ください。

内科 ●毎週火曜日・水曜日は、午後休診です。（木曜日・金曜日の午後1～2時は、病棟回診のため診察をお待ちいただいております）

※7月5日(月)～9日(金)は佐藤泰男医師不在につき、佐藤富士夫医師の診察となります。

※7月26日(月)～30日(金)は佐藤富士夫医師不在につき、佐藤泰男医師の診察となります。

※7月6日(火)～9日(金)および7月27日(火)～30日(金)は、午後休診となります。

外科 ●北大医学部消化器外科Ⅰから原則1週間単位で出張医師が担当します。

●毎週金曜日の受付時間は、午後3時までとなります。

産婦人科 ●札幌医科大学産婦人科より石岡医師が担当します。

●診療日／7月29日(木)、30日(金)

●受付時間／（午前の部）午前8時45分～11時

（午後の部）午後1時～3時30分

●予約制となっています。受診日の5日前までに、来院時または電話で予約してください。予約がなくても受け付けますが、救急の場合を除き予約の方が優先されます。

リハビリテーション科 ●予約制となっています。新患の方は、医師の診察後に受診日時を予約します。

小児科 ●毎週火曜日、旭川医大小児科から出張医師が担当します。

発熱・咳のある人は「健康相談センター」か「保健所」へ

当院を受診する前に下記へご相談ください。

○北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター（☎0120-501-507）

○釧路保健所（☎0154-65-5811）

☆7月の小児科診療受付時間／

	一般診療	予防接種（事前予約が必要です）	
	午前8:45～11:00	午後1:00～2:00	予約受付締切
6日(火)	●	●	7月5日(月)正午
13日(火)	●	●	7月12日(月)正午
20日(火)	●	●	7月19日(月)正午
27日(火)	●	●	7月26日(月)正午

【予防接種】

《小児科／定期接種》●ロタ・ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・四種混合・BCG・日本脳炎・麻しん風しん混合・水痘の接種希望者は、**前日の正午まで（前日が休みの場合は前営業日の正午まで）**に総合受付窓口または電話で申し込みください。（ワクチンの準備の都合上、お願いします）

●BCG以外の予防接種は、同時接種が可能です。同時接種の詳細は、病院へ問い合わせください。

《16～20歳未満の日本脳炎》●対象の方で接種を希望される方は、1回目の接種はふれあい交流センター、2回目以降の接種は町立病院にそれぞれ1週間前までに申し込みください。

《子宮頸がん》●定期接種（中学1年～高校1年対象）・任意接種ともに産婦人科での診療となります。ワクチン入荷日が確定次第、接種日を決定します。

《任意接種》●おたふくかぜ・定期接種以外の水痘・65歳以上の肺炎球菌・麻しん風しん混合は予約が必要となりますので、5日前までに総合受付窓口または電話で申し込みください。

※定期の予防接種についての詳細は、ふれあい交流センター健康推進係（☎485-1000）へ問い合わせください。